

## チエンカルバゾンメチルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年8月19日～令和2年9月17日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

### 4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本で登録されている農薬（殺菌剤、抗生物質含む）の種類、成分数はダントツの世界一と理解していますが、まずはその数字を他国のものも含めて明らかにしてください。その数字を踏まえた上で、農薬の総種類数規制、総量規制の必要性を感じられるかどうかをお答えください。</li> <li>また、複数の農薬の複合影響を確認する必要性についての見解もお願いします。</li> <li>・100の安全係数で除しているからリスクはないとみなされているようですが、これほど多くの種の農薬や添加物、遺伝子組換え品が認められている日本では、安全係数100では不十分でリスクを最小化するために1000にすべきではないでしょうか？</li> <li>・「マウスを用いた78週間発がん性試験において、雌雄で膀胱移行上皮乳頭腫、雄で前立腺部尿道移行上皮癌、雌で膀胱移行上皮癌が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く」としていますが、発生機序が遺伝毒性によるものか関係なく、腫瘍発生リスクを高めることには変わりはありません。よって、量の大小に関わらず一律に残留禁止とするのが国民の健康を第一に考えれば当然の処置と考えられますが、なぜそうしないのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の化合物へのばく露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</li> <li>国内の登録農薬の種類及び成分数を含めた農薬の登録については、リスク管理機関である農林水産省にお問い合わせください。</li> <li>・マウスを用いた78週間発がん性試験において、雌雄で膀胱移行上皮乳頭腫、雄で前立腺部尿道移行上皮癌、雌で膀胱移行上皮癌の発生頻度増加が認められましたが、遺伝毒性試験の結果から遺伝毒性は認められなかったことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えました。また、詳細な発生機序は明らかとなりませんが、膀胱及び尿道（前立腺部）腫瘍の発生には、尿中に析出した被験物質を主成分とする結石の持続的な刺激による移行上皮の慢性炎症、過形成等が関与している可能性が高いと考えられました。食品安全委員会は、今回設定した許容一</li> </ul>

	日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保され则认为ます。
--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。